

8月は「道路ふれあい月間」

道路ふれあい月間とは、道路の役割や重要性を改めて認識してもらうため、国土交通省が定めたものです。私たちの生活に欠かすことのできない道路を広く、美しく、安全に利用できるように、不法占用物件や放置自転車をなくす活動に、協力をお願いします。

路上違反広告物

自分たちの手で撤去しませんか

皆さんの家の近くの路上に、通行の妨げとなっている立看板や、景観を損なうようなポスターなどはありませんか。

市には、グループで違反広告物を撤去できる「大野城市路上違反広告物追放登録員制度」があります。

市から登録員として認定されると、団体で路上違反広告物の撤去活動ができます。皆さんの協力をお願いします。

※随時受け付けています。

乗り入れブロックは危険です

車道と歩道の段差に、乗り入れブロックや鉄板を置くことは、道路管理上、支障があり違法です。道路を

安全に通れるよう、撤去をお願いします。

車庫への出入りなどのために歩道の切り下げ（段差解消）が必要な場合には、自己負担で工事ができます。



乗り入れブロック



切り下げイメージ

道路・水路にもものを置かないで

道路に置かれたプランターや営業用のぼり旗・看板、商品陳列などは、自転車や歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、接触事故などの原因となり大変危険です。水路用地でも、植栽・耕作・小屋の設置など私的な利用があり、管理に支障があります。

道路や水路の安全を確保し、公共財産を守るため、ものを置かないでください。

危険です

道路にはみ出した枝



剪定前



剪定後

道路に面した私有地から生け垣の枝がはみ出して、歩行者や車の通行に支障が生じ、交通標識などが見えにくくなっているところがあります。

利用する皆さんにとって、道路が安全で安心なものであるために、生け垣をせん定するなどの管理をしましょう。

● 問い合わせ先

建設管理課管理担当

☎(580)1880

地域行政センター （コミュニティセンター） での戸籍証明書の発行を 停止します

戸籍システム改修のため、戸籍証明書が発行できません。

● 日時 8月13日(日) 午前9時～午後5時

● 発行できない証明書 ◇ 戸籍（謄本・抄本・附票）◇ 除籍（謄本・抄本・附票）◇ 独身証明書

※ 戸籍以外の住民票や印鑑登録証明書などは取得できます。

● 問い合わせ先

総合窓口センター | 戸籍整備担当

☎(580)1844